

## ■施設等の整備の概要

- 下表の公共的施設の欄に掲げる建築物等の工事を行う場合は、条例施行規則に規定する整備基準に適合させるよう努めなければなりません。
- 公共的施設のうち一定規模以上のもの(特定公共的施設)については、県(または県から事務を移譲された市:特定行政庁)への届出が義務付けられています。



【表1】条例で整備の対象となる施設

公共的施設	特定公共的施設
病院及び診療所, 社会福祉施設, 官公庁	300㎡以上
劇場, 観覧場, 映画館等, 集会場又は公会堂, 展示場, 物品販売業を営む店舗, ホテル又は旅館, 体育館又は遊技場, 博物館, 美術館又は図書館, 公衆浴場, 飲食店, サービス業を営む店舗, 公共交通機関の施設, 自動車車庫, 学校等	2,000㎡以上
公衆便所	11便所以上
事務所	3,000㎡以上
工場(見学施設があるもののみ)	5,000㎡以上
共同住宅等	101戸以上

## ■届出制度の概要

- 国や地方公共団体が行うものを除き、特定公共的施設の新築や増改築、大規模な改修等を行う場合は、新築等工事届出書、適合状況表、添付図書を市町村の受付窓口提出しなければなりません。受付後、届出書類は下表の部署で審査されます。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく審査を受けている場合も、条例の整備対象であれば別途条例に基づく届出が必要です。(その場合、記載事項を一部省略することができますので、詳細については県ホームページを参照いただくか、窓口でお尋ねください。)
- 新築等届出書の内容に変更があった場合は、変更届出書を提出する必要があります。

【表2】届出内容の審査部署(届出の事前指導, 受理, 審査) ※審査部署・連絡先は変更になる場合があります。

建築物の所在地等	審査部署の連絡先	
水戸市	水戸市福祉総務課	029-224-1111
日立市	日立市建築指導課	0294-22-3111
土浦市	土浦市社会福祉課	029-826-1111
古河市	古河市建築指導課	0280-76-1511
高萩市	高萩市高齢福祉課	0293-22-0080
北茨城市	北茨城市高齢福祉課	0293-43-1111
取手市	取手市障害福祉課	0297-74-2141
つくば市	つくば市建築指導課	029-836-1111
ひたちなか市	ひたちなか市社会福祉課	029-273-0111
笠間市, 那珂市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村	県央建築指導室	029-301-4784
常陸太田市, 常陸大宮市, 大子町	県北県民センター建築指導課	0294-80-3344
鹿嶋市, 潮来市, 神栖市, 行方市, 鉾田市	鹿行県民センター建築指導課	0291-33-4113
石岡市, 龍ヶ崎市, 牛久市, 守谷市, 稲敷市, かすみがうら市, つくばみらい市, 美浦村, 阿見町, 河内町, 利根町	県南県民センター建築指導課	029-822-8519
結城市, 下妻市, 常総市, 筑西市, 坂東市, 桜川市, 八千代町, 五霞町, 境町	県西県民センター建築指導課	0296-24-9152
公立学校, 工場及び倉庫以外で5階以上の建築物, 公立学校, 工場及び倉庫以外で延べ面積2,000㎡以上の建築物,	県土木部都市局建築指導課	029-301-4727

※詳細は県ホームページ「いばらきユニバーサルデザイン」を参照してください。

本パンフレットに関する  
お問い合わせ先

(H29.1.1発行)

○茨城県保健福祉部長寿福祉課 029-301-3326  
○土木部都市局建築指導課 029-301-4727

